

平成18年5月27日 17時

会 場 エルシイ八王子

八王子市町会自治会連合会

平成18年度

第4回 定期総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案 平成17年度 事業報告

第2号議案 平成17年度 収支決算報告

第3号議案 平成17年度 会計監査報告

第4号議案 平成18年度 事業計画(案)

第5号議案 平成18年度 予算(案)

5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈

6. 閉会の辞

事業報告

自 平成17年4月 1日

至 平成18年3月31日

I. 総括

平成14年6月に発足した私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合540団体153,582世帯の内313団体120,142世帯を組織し、市内全域を網羅した唯一の「連合会組織」として、名実共に八王子市を代表する町会自治会連合会となっている。

私たち「町自連」活動の基本形態は、各単位町会自治会管理組合の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基準としており、地区連合同士の情報交換を始めとして広域にわたる問題を全体の事業として進めていくことになっている。従って、地区連合会の定例会などを通じて地区毎の活動が中心となっているが、残念ながら未だに、軌道に乗っていない地区連合会があることも事実である。これからはすべての地区で毎月～隔月ごとに定例会が開催されるよう努力が求められている。

地区連合会を中心とした活動と同時に、「町自連」が全市的な問題の取組みについても活動を推進した。今年度からは、広報紙「町自連だより」を発行し、各戸配布することで全会員12万世帯に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会自治会にも会長宛にも送付し情報の提供を行った。また、八王子市と協働で「町会自治会長及び管理組合理事長」を対象とした実態調査を実施し、町会自治会等が抱える悩みや問題点を調査した。この集計結果は行政と私たち町自連で内容を分析し問題点の解決に向けて協働して対処することになっている。

「町自連」ができたことで、更なる組織拡大を目指し未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

1、第3回定期総会

5月29日(日) 17:00～ エルシー八王子

出席者 141団体 委任状 105団体

- 議事 (1) 平成16年度事業報告
(2) 平成16年度決算報告
(3) 平成16年度会計監査報告
(4) 規定の改定報告
(5) 平成17年度事業計画(案)
(6) 平成17年度予算(案)
(7) 役員を選出

※ 秋間副会長の司会、多田西部第四地区連合会長が議長となり議事進行が図られ提出議案はすべて原案通り承認された。

※ 退任町会・自治会長の感謝状贈呈は、時間の関係から懇親会の冒頭に行う事となった。

※ 総会終了後、18時30分から引続き懇親会が開催された。

懇親会出席者 会員 114名 来賓 18名

2、管外視察研修会

11月23日(水)～24日(木)

視察地 静岡県静岡市 静岡県地震防災センター

研修目的 東京直下型及び東海沖地震に備えて

※ エントランスホールには、過去にあった津波の高さが表示されていた。

※ 津波ドームシアターがあり津波対策された所と未対策地の対比がわかるようになっていた。

※ 地震体験コーナーでは、上下動のほか左右・前後動の三方向の体験ができた。

※ 住宅の耐震コーナーでは建築中の実物大が展示されており、耐震補強工法が市民から見て分かりやすかった。

3、新年懇親会

1月21日(土) 18:00～ エルシー八王子

懇親会出席者 会員 85名 来賓 17名

4、広報紙「町自連だより」の発行

私たち町自連及び地区連合会の活動を、町自連会員12万世帯にお知らせすることで、会員に理解され少しでも市民生活の向上に役立てればと、今年度から発行することになった。当面は年2回となるが継続することが大切と編集委員一同頑張っている。皆さんからも質問や意見を頂ければ、でき得る限り反映するよう努力する。

5、町会・自治会・管理組合の実態調査を市と協働で実施

町会の役員選びに悩んでいる、活動に参加する人が少ない等、いろいろと耳にするが実態はどうなっているのか。断片的には聞くけれど全体を把握するにはいたっていない。

各町会・自治会・管理組合等の実態を私たち「町自連」自体も把握していない中で、行政も10数年前の資料しか持ち合わせていなかった。単位町会自治会等の実態を把握しなければ、問題点を把握し改善すべき所の改善策も立てられないとの事から、行政と町自連が協働で実態把握するための実態調査を行う事とした。

まずは、合同の検討委員会を設置し、案文作りからはじめ今年の2月に実施することができた。集計が終われば、その内容を分析して問題点を把握し、その解決に向けて行政が、また町自連が取組むと同時に協働して問題解決を図る事になった。

Ⅱ.会議

1、三役会 4月12日(火)、5月10日(火)、6月14日(火)、8月9日(火)、9月13日(火)、10月11日(火)、11月8日(火)、12月13日(火)、1月10日(火)、3月14日(火)

2、役員会

4月12日(火) (1) 関係機関の要請事項他

- ① 個人情報保護条例について
- ② 国勢調査について
- ③ 町会自治会長名簿の件
- ④ 町会自治会の「事務交付金」の改定
- ⑤ 公衆街路灯補助金について
- ⑥ みどり保護条例の制定
- ⑦ 環境フェスティバルへの参加協力をお願い

(2) 定期総会の件

- ① 事業報告の承認
- ② 決算報告は監査前で報告し了承
- ③ 事業計画案及び予算案は三役会で検討する事を了承
- ④ 「町自連だより」を各戸配布で発行することとし、その費用として会費10円値上げを承認
- ⑤ 役員人事について田中会長の続投を確認し、他の人事は来月の役員会で田中会長より私案を発表する。
- ⑥ 退任町会自治会長への感謝状問題を三役会で検討

(3) 出向者人事について

- ① 社会福祉協議会評議員、

(4) 署名運動その他

中央道料金(高井戸～八王子)撤廃署名、旧丸井跡地パチンコ店反対署名、JR中央線連続立体化問題

(5) 出向者及び地区連合会報告

- ① 美しい八王子をつくる会
- ② みどりの保護条例について
- ③ 新市民会館建設検討委員会
- ④ 八王子まつり協賛部会
- ⑤ 八王子防火協会
- ⑥ 中央地区連合会

5月10日(火) (1) 関係機関の要請事項他

- ① 協働ハンドブックについて
- ② 市民企画事業の成果報告会
- ③ 市長のタウンミーティングについて
- ④ 個人情報保護法の適用問題

- ⑤ 地域における防犯活動の支援について
- ⑥ 新設行為者及び団体の推薦依頼
- ⑦ ゴミ有料化実施後の報告
- ⑧ 高照度防犯灯について

(2) 定期総会に関する件

- ① 平成 16 年度事業報告及び決算の決定
- ② 平成 16 年度決算の監査報告
- ③ 分担金の改定を決定
- ④ 平成 17 年度事業計画案及び予算案の決定
- ⑤ 地区連合会長名簿の確認
- ⑥ 役員候補の確定
- ⑦ 退任町会長名簿の件
- ⑧ 総会当日の役割分担

(3) 出向者人事について

まちづくり条例検討委員会、外部評価委員会、健康づくり推進協議会

(4) 署名活動の報告

- ① 中央自動車道の二重料金撤廃署名
- ② 旧丸井跡地パチンコ店反対署名

(5) JR 中央線連続立体化担当委員の委嘱

(6) 横山地区連合会の報告

6 月 14 日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い

- ① 生産緑地地区追加指定について
- ② こども育成計画について
- ③ 「骨粗しょう症」骨密度測定結果について
- ④ 八王子まつりにについて

(2) 定期総会関係

- ① 議事録の件
- ② 懇親会の決算報告
- ③ 欠席者への資料配布

(3) 出向者人事の件

八王子市社会福祉協議会評議員、租税教育推進宣言の街・八王子協議会

(4) 定例役員会日程の件

(5) 役員名簿の確認と取扱いについて

(6) 役割分担の件

- ① 広報担当＝広報紙発行
- ② 組織担当＝地区連合会の設置基準の検討

(7) 会費徴収の件

(8) その他

- ① 八王子まつりに町自連として協賛

- ② 旧丸井跡地のパチンコ店問題
- ③ J R 中央線の立体化問題
- ④ 追分町交差点問題
- ⑤ J R 高尾駅の南北自由通路について
- ⑥ 道の駅問題

- 7月12日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
- ① 「骨粗しょう症」の骨量測定について
 - ② いちようまつりの協力依頼
 - ③ 浅川圏域河川整備計画の意見交換会について
 - ④ 町会自治会長名簿について
 - ⑤ 地域別ゴミ減量状況の報告
- (2) 地区連絡費支給の件
- (3) 地区連合会名簿の件
- (4) 出向者人事の件
八王子市行財政推進審議会委員
- (5) 出向者及び地区連合会報告
- ① 外部評価委員会の報告
 - ② 八王子交通安全協会
 - ③ 八王子市社会福祉協議会
 - ④ まちなみ整備審議会
 - ⑤ 東南部地区連合会
- (6) その他
- ① 中央自動車道(高井戸～八王子)の料金撤廃署名の件
 - ② 旧丸井跡地パチンコ店問題

- 8月9日(火) (1) 関係機関の要請及び話し合い
- ① 交通サービスに関するアンケート調査のお願い
 - ② 社会福祉協議会会員募集の協力依頼
 - ③ 八王子まつり協力のお礼
 - ④ 交通安全フェアへの協力依頼
- (2) 広報紙について
- (3) 管外視察研修について
- (3) 出向者人事の件
いちよう祭り祭典実行委員会、コミュニティ施設等指定管理者選定委員会、斜面緑地保全委員会
- (4) 出向者及び地区連合会報告
- ① J R 中央線連続立体交差について
 - ② みんなの川の清掃デーについて
 - ③ 行政外部評価委員会の報告
 - ④ ボランティアセンターのあり方検討委員会
 - ⑤ 八王子交通安全協会
 - ⑥ 自治会町内会情報誌「まちむら」について

- 9月13日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話合い
- ① 旧丸井跡地パチンコ店問題
 - ② 交通安全フェアについて
 - ③ 浅川圏域寡占整備計画意見交換会
 - ④ 井口羽純さんを救う会
- (2) 広報紙「町自連だより」について
- (3) 管外視察研修会について
 - (4) 出向者人事の件
八王子市斜面緑地保全委員会委員、八王子市営駐車場指定管理者選定委員会委員、八王子市都市公園指定管理者選定委員会委員、八王子市恩方老人憩の家指定管理者選定委員会委員
 - (5) カサド国際チェロコンクールへの協力依頼について
 - (6) 八王子市市民活動推進部協働推進課との話合い
 - (7) 出向者及び地区連合会報告
 - ① 加住地区連合会
- 10月11日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話合い
- ① 環境白書の件
 - ② みどりの市民公募債券の結果報告
 - ③ 全日本不動産協会からの依頼
- (2) 町自連だよりについて
- (3) 管外視察研修会
 - (4) 備品(パソコン関係)購入の件
 - (5) 出向機関の人事問題
アンケート調査委員会委員、八王子市北野余熱利用センター指定管理者選定委員会委員
 - (6) 出向者及び地区連合会報告
 - ① 恩方老人憩の家指定管理者選定委員会
 - ② 斜面緑地保全委員会
 - ③ 公園等指定管理者選定委員会
 - ④ 学童クラブ指定管理者選定委員会
 - ⑤ ボランティアセンター運営協議会
 - ⑥ 八王子交通安全協会
 - ⑦ 八王子市社会福祉協議会
 - ⑧ 八王子市総合防災訓練
 - ⑨ 中央部・西部第四・東南部各地区連合会
- 11月8日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話合い
- ① カサド国際チェロコンクール後援依頼
 - ② 第56回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の件
- (2) JR中央線連続立体化の件
- (3) ゴミ有料化一年間の成果と課題

- (4) 管外視察研修について
- (5) 新年懇親会について
- (6) 出向者及び地区連合会報告
 - ① 八王子市社会福祉協議会
 - ② 「道の駅」整備推進委員会
 - ③ 八王子交通安全協会
 - ④ 廃棄物再利用審議会
 - ⑤ 市営駐車場指定管理者選定委員会
 - ⑥ 北野余熱利用センター指定管理者選定委員会
 - ⑦ 斜面緑地保全委員会
 - ⑧ 中央部・川口各地区連合会

- 12月13日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
- ① ゴミ有料化の協力及びゴミ減量のお礼
 - ② 学校の安全問題について
 - ③ 交通災害共済について
 - ④ 住宅火災による死亡事故防止について
 - ⑤ 浅川サイクルロード整備計画について
 - ⑥ 地域サービスのあり方について
 - ⑦ 子育て支援センター来年度計画について
- (2) JR中央線連続立体化の件
- (3) 管外視察研修会の件
- (4) 新年懇親会の件
- (5) 出向機関の人事問題
環境推進会議委員、地域づくり検討委員会委員
- (4) 出向者及び地区連合会の報告
- ① 民生児童委員推薦会
 - ② 八王子市健康づくり推進協議会
 - ③ まちづくり条例検討委員会
 - ④ 市街地斜面緑地保存審議会
 - ⑤ 行財政改革検討委員会
 - ⑥ 八王子交通安全協会
 - ⑦ 陸上競技場・プール等指定管理者選定委員会
- (5) その他
- ① 「町自連だより」の発行について
 - ② 学校の安全について
- 1月10日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
- ① 国勢調査協力のお礼
 - ② 住民税について
 - ③ 確定申告について
 - ④ 浅川圏域河川整備計画の意見交換会概要
 - ⑤ 松下電器の石油ストーブ不具合の件で配布依頼

- (2) 町会自治会のアンケートについて
- (3) 新年懇親会について
- (4) 出向者及び地区連合会の報告
 - ① 民生児童委員の推薦会
 - ② 社会福祉協議会の会員募集について
- (5) その他
 - ① 事務局員補充の要請
 - ② 「町自連だより」について

- 2月14日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
 - ① マイバックとリサイクル委員について
集合住宅適正管理集積所認定制度の導入、エコショップ認定制度の導入、マイバックの製作、リサイクル委員の増員
 - (2) 町会自治会のアンケートについて
 - (3) 町会自治会のIT化検討委員会の設置
 - (4) JR中央線連続立体化の件
商工会議所との懇談会報告
 - (5) 新年懇親会の会計報告
 - (6) 出向者及び地区連合会の報告
 - ① 斜面緑地保全委員会
 - ② ボランティアセンターのあり方検討委員会
 - ③ まちなみ整備検討委員会
 - ④ 八王子まつり実行委員会
 - ⑤ 川口地区連合会
 - (7) その他
 - ① 町自連だよりについて

- 3月14日(火)
- (1) 関係機関の要請事項と話合い
 - ① 羽純さんを救う会
 - ② ゴミ基本計画の見直しについて
 - ③ 八王子まつりについて
 - (2) 第4回定期総会の件
 - (3) 町自連だより第2号発行
 - (4) 出向機関の人事及び委員会メンバー選出
学園都市文化ふれあい財団評議員、IT化検討委員会
 - (5) 出向者及び地区連合会の報告
 - ① 川口・西部第三両地区連合会
 - ② 社会福祉協議会

平成17年度 決算報告書

自 平成17年4月 1日
至 平成18年3月31日

収入総額 6,580,497円
支出総額 5,036,684円
差引残高 1,543,813円

収入の部

△=予算比増加 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適 要
1	会 費	2,380,000	2,379,720	280	23地区 118,986世帯
2	特別会費	3,060,000	2,765,000	295,000	管外研修会等
3	協力費	472,940	472,940	0	交通災害共済協力費平成16年度分
4	雑収入	577	67,354	△ 66,777	ポイント還元他
	計	5,913,517	5,685,014	228,503	
	前年度繰越金	895,483	895,483	0	
	合 計	6,809,000	6,580,497	228,503	

支出の部

△=予算比増加 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適 要
1	総会費	1,180,000	1,045,900	134,100	
2	事業費	2,080,000	1,807,190	272,810	管外視察研修会他
3	活動費	400,000	0	400,000	広報部等部活動費
4	広報費	960,000	945,000	15,000	町自連だより=各戸配布
5	連絡費	155,500	156,500	△ 1,000	地区連合会内の連絡費
6	会議費	60,000	35,995	24,005	
7	通信費	195,000	83,100	111,900	町自連だより送料含む
8	事務費	500,000	476,523	23,477	
9	渉外費	200,000	161,000	39,000	
10	慶弔費	100,000	0	100,000	
11	交通費	30,000	28,860	1,140	
12	備品費	350,000	292,916	57,084	パソコン関係・MD関係
13	雑費	10,000	3,700	6,300	振替手数料他
	計	6,220,500	5,036,684	1,183,816	
14	繰越金	588,500	1,543,813	△ 955,313	会費納入前の費用
	合 計	6,809,000	6,580,497	228,503	

特別会計決算書

No.	項目	予算額	決算額	差額	適 要
1	特別積立金	1,500,000	1,500,000	0	

繰越金明細

預金 1,424,190
現金 119,623
合計 1,543,813 円

上記の通り決算報告いたします。

会長 田中 好雄 印
会計 安藤 次夫 印
会計 林 泰男 印

上記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成18年4月11日

監事 山本徳太郎 印
監事 小俣 武二 印

平成18年度 事業計画（案）

私たち「町自連」は、八王子市の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、各单位町会自治会等の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本にして、地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業を取組む事とする。

1. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 「町自連」の活動内容を加盟町会自治会に提供し組織の強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも広く加入を呼びかけていく。
6. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。

平成18年度 予算(案)

自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

収入の部

△＝前年予算比増カ単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	会費	2,400,000	2,380,000	△ 20,000	23地区 120,000世帯
2	特別会費	2,810,000	3,060,000	250,000	管外研修費等
3	協力費	0	472,940	472,940	交通災害共済手数料は平成16年度で終了
4	広告収入	600,000	0	△ 600,000	町自連だより・ホームページ
5	雑収入	187	577	390	端数調整
	小計	5,810,187	5,913,517	103,330	
6	前年度繰越金	1,543,813	895,483	△ 648,330	
	合計	7,354,000	6,809,000	△ 545,000	

支出の部

△＝前年予算比増カ単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	総会費	1,030,000	1,180,000	150,000	
2	事業費	1,900,000	2,080,000	180,000	管外視察研修費他
3	活動費	100,000	400,000	300,000	広報部等部活動費
4	研修費	100,000	0	△ 100,000	
5	広報費	1,080,000	960,000	△ 120,000	町自連だより及びホームページ
6	連絡費	156,500	155,500	△ 1,000	地区連合会内の連絡費
7	会議費	50,000	60,000	10,000	
8	通信費	560,000	195,000	△ 365,000	町自連だより送料及びインターネット費用
9	事務費	400,000	500,000	100,000	
10	事務局費	480,000	0	△ 480,000	事務局パート費用含む
11	渉外費	200,000	200,000	0	
12	慶弔費	100,000	100,000	0	
13	交通費	30,000	30,000	0	
14	備品設備費	550,000	350,000	△ 200,000	ホームページ立ち上げ費用
15	雑費	4,500	10,000	△ 5,500	
	小計	6,741,000	6,220,500	△ 520,500	
16	予備費	613,000	588,500	△ 24,500	
	合計	7,354,000	6,809,000	△ 545,000	

※ 特別会計の特別積立金1,500,000円は平成17年度決算額がそのまま引継がれます。

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは志の職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員の仕事方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長を以て充てる。
- (2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会において選考し総会にて決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる

(任期)

第9条 役員任期は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び事業計画の審議

(2) 決算及び予算の審議

(3) 役員を選出

(4) 会則の改廃

(5) その他重要と認めた事項

3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。

4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べるることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第6章 事務局

(事務局)

第15条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

- (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長・自治会長以外から選任することができる。

第7章 会 計

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

第18条 この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 本庁地区は分割し、その他は市事務所を単位とする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7 町会・自治会
(2) 東部地区連合会	1 0
(3) 元横地区連合会	6
(4) 東南部地区連合会	7
(5) 中央部地区連合会	2
(6) 南部地区連合会	1 1
(7) 千人町地区連合会	3
(8) 西部第一地区連合会	6
(9) 西部第二地区連合会	3
(10) 西部第三地区連合会	5
(11) 西部第四地区連合会	3
(12) 本町地区連合会	3
(13) 中央地区連合会	2 2
(14) 東北部地区連合会	1 3
(15) 浅川地区連合会	2 2
(16) 由木地区連合会	1 7
(17) 横山地区連合会	3 4
(18) 元八地区連合会	3 4
(19) 恩方地区連合会	3 1
(20) 川口地区連合会	1 8
(21) 加住地区連合会	1 4
(22) 由井地区連合会	2 0
(23) 北野地区連合会	2 2

町会・自治会数 合計 3 1 3

付 則

第3条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。

3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。

4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。

分担金規程

- 第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。
2. 1世帯あたり年額20円とする。
- 第2条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。
- 第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて7月末迄に郵便振替にて納入する。
付 則
- 第4条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。
2. 平成16年5月11日改正 5月30日承認
3. 平成17年5月10日改正

弔慰金規程

- 第1条 本会の町会長・自治会長が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。
- 第2条 見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。
- (1) 病気又は事故により1ヶ月以上の入院加療を要する場合は、見舞金として1万円。
- (2) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
- (3) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。
- 第3条 連絡方法については次の通りとする。
- (1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。
- (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
- (3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。
付 則
- 第4条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

表彰規程

- 第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。
- 第2条 表彰の基準は次の通りとする。
- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。
- (2) 本会の運営に特に功労のあった者。
- 第3条 表彰の内容は次の通りとする。
- (1) 感謝状及び記念品を贈呈する。
- 第4条 連絡方法については次の通りとする。

- (1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。
 - (2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。
 - (3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の商人を受けるものとする。
- 第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。
- 付 則
- 第6条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
 3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付 則
- 第13条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。